

社会福祉法人 敬心福祉会

役員等の報酬及び旅費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬心福祉会(以下「本会」という。)の役員等の報酬及び旅費等に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員とする。

(理事長・常務理事の報酬等)

第3条 理事長の報酬は月額とし、月額500,000円を上限として支給する。
2 常務理事及び常勤理事は、本会賃金規程を準用する。

(非常勤役員報酬等)

第4条 非常勤の役員等が、理事会、評議員会、その他の会議・行事等に出席した場合、監査を実施した場合には、次に定める報酬及び交通費を支給する。

区 分	報 酬	交 通 費
理事会・評議員会・入札立会い	10,000	3,000
その他の会議・行事等	10,000	3,000
監 事 監 査	20,000	3,000

2 非常勤の役員等に対し、前項によらない報酬、手当等を支給する場合は、評議員会議決によるものとする。

(出張)

第5条 役員等が、業務で施設外に出張する場合の旅費等については、本会賃金規程第23条に定める。

付則

- 1 この規程は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 「役員及び評議員の旅費等に関する規程」は廃止する。